

周知の埋蔵文化財包蔵地の照会について(依頼書兼回答書)

(注) 本照会は発見されている遺跡の有無を確認するもので文化財保護法に基づく届出ではありません

※ 太枠内ご記入ください

依頼者		依頼日	年 月 日
会社・氏名	(担当者)	照会地(※筆が複数の場合は代表地番)	
		紫波町	
		番 他	
電話番号		(事業範囲面積_____平方メートル) ※広範囲な場合、試掘調査を行うことがあります。	
FAX			
照 会 理 由		☐ 不動産売買のための事前調査(鑑定評価等) ☐ 住宅建築等、土木工事のための事前調査(建築計画等) ↓該当工事に✓を付けてください ☐ 個人住宅(☐ 新築 ☐ 建て替え) ☐ 集合住宅 ☐ 店舗・事務所 ☐ その他 ☐ その他	
備 考		着工予定日 年 月 日 / ☐ 未定	

※ 所在地地図・建築計画図等を必ず添付してください

本回答は照会時点のものです。周知の埋蔵文化財包蔵地(遺跡)の範囲は随時変更となりますので事業実施までに期間を要する場合は、再度照会願います。

受付者	
担当課 回答内容	☐ 包蔵地該当あり _____ 遺跡 遺跡コード LE _____ - _____ 開発工事等の着手60日前までに文化財保護法に基づく届出が必要です。工事内容によって、事前の発掘調査を要する場合があります。ご計画の概要が決まりましたら、できるだけ早期に当教育委員会と協議願います。
	☐ 可能性あり → ☐ (_____ 遺跡) に近接 ☐ 広範囲(未発見の遺跡が所在する可能性) ☐ 工事の規模・内容によって予備調査(分布・試掘・立会等)を要する場合があります。計画の概要が決まりましたら、当教育委員会と協議願います。 ☐ 工事中に埋蔵文化財(土器・石器等)を発見した場合は文化財保護法に基づく届出・通知を提出するとともに、その取扱いについて当教育委員会と協議願います。
	☐ 包蔵地該当なし ※事業面積が広範囲な場合、試掘調査(有無確認)を行うことがあります。 照会時点で周知の埋蔵文化財包蔵地の該当はありませんが、開発行為等の実施中に埋蔵文化財(土器・石器等)を発見した場合は文化財保護法第96条の規定により届出が必要となりますので、遅滞なく当教育委員会へご連絡願います。

※上記を記入の上、写しを照会者へ交付

事務 処理 欄	☐ 事前協議不要 ☐ 再協議 ☐ 工事立会 ☐ 試掘調査 ☐ その他()	
	年 月 日	回答書交付 ☐ 窓口 ☐ FAX(☐ 電話確認) ☐ 郵送 ☐ 不要
	届出用紙交付 (済 ・ 未済 ・ 不要)	

問合せ先 紫波町教育委員会事務局 生涯学習課 埋蔵文化財担当

TEL / 019-672-2111 FAX / 019-672-1553 E-mail / syogaigakusyu@town.shiwa.iwate.jp

課長	副課長	係長	係員	担当